



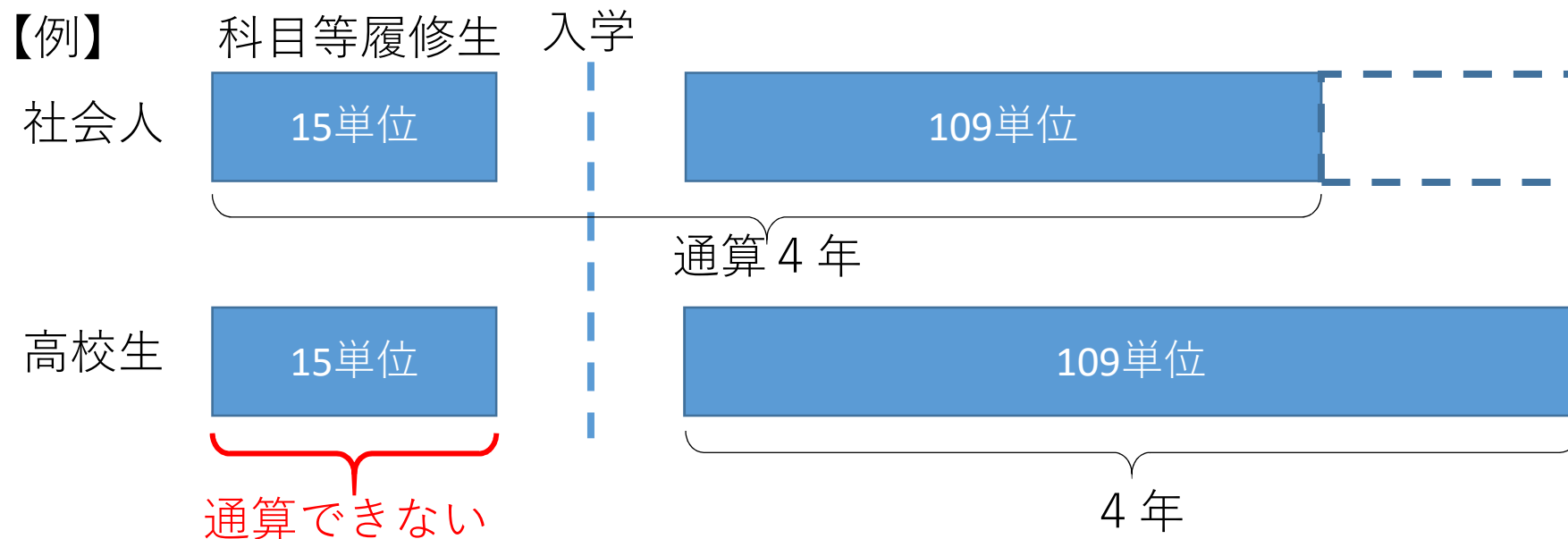
文部科学省

高校生等が科目等履修生として大学の単位を履修した際の修業年限の通算について

令和3年 7月21日 中央教育審議会大学分科会
高等教育局大学振興課

現状

- 大学の学生以外の者が科目等履修生として大学で一定の単位を修得し、その後当該大学に入学する場合、当該大学が定めるところにより、修得した単位数、その修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算を行うことが可能。
- ただし、当該修業年限の通算が可能となる単位は、学校教育法施行規則第146条において、大学の「入学資格を有した後、修得したものに限る」こととされており、一般に大学入学資格を有さない高校生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。



※高校生を対象として通常授業の履修機会を提供している大学は約28%

※高校生の科目等履修生は約1,500人となっている。（いずれも平成30年度時点）

改正の必要性と方向性

- 学年・学校段階を超えた学びや、高等学校教育と大学教育との円滑な連携・接続の観点から、高校生による大学での単位修得は学びの多様化の推進に資するもの。
- 平成30年のグランドデザイン答申では、初等中等教育段階の変化も踏まえ、アドミッションやその後の高等教育にどう生かしていくかという高大接続の観点等から、「学び」を再構築することの重要性が指摘されており、本年とりまとめられた教育再生実行会議の第12次提言や、大学入試のあり方に関する検討会議の提言において具体的方策として高校生による大学の授業科目の履修の推進が提言されている。
 - ✓ 教育再生実行会議第12次提言：「高校生が大学の授業科目を履修し、その後、当該大学に入学した場合には、修業年限の柔軟化が可能となるよう制度改正を行う」
 - ✓ 大学入試のあり方に関する検討会議提言：「高校生が大学の授業科目を先取り学修し、一定の単位を修得した場合、入学先の大学の判断で単位として認められるいわゆる早期履修制度（アドバンスプレイスメント）を適切に推進すべき」
- 当該修業年限の通算に係る制度創設時（平成10年の学校教育法等改正時）、我が国の学校教育制度が基本的に相当年齢の考え方に基づいており、一般学生よりも若年での卒業を認めることは適当ではないという考えがとられたが、改正後、早期卒業制度の創設や、海外の高校を卒業した者に大学入学資格を付与する際の年齢制限（18歳以上）撤廃など、政策目的に応じて相当年齢主義の例外が認められてきており、学びの多様化という目的の実現に向け、修業年限の通算を行うことを一律に制限する必然性はなくなっている。
- これを踏まえ、学校教育法施行規則第146条を改正し、高校生等の大学入学資格を有さない者が科目等履修生として単位を修得した場合も、当該大学入学後に修業年限の通算を可能とする方向で年度内すみやかに制度改正予定。

參考資料

参考条文等

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第一百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（教育再生実行会議、令和3年6月3日）（抄）

2. (1) ③ 学びの複線化・多様化

○ 国は、大学等が高校生を対象として行う遠隔・オンラインも活用した教育機会の提供を促進する。また、高校生が大学の授業科目を履修し、その後、当該大学に入学した場合には、当該大学において卒業単位として認められる先取り履修の活用を図るため、修業年限の柔軟化が可能となるよう制度改正を行うとともに、大学は、他大学で修得した単位についても、当該大学の教育課程の一部に相当し教育上有益と判断する場合には、単位互換を認めることができる旨を周知する。

大学の先取り履修の取組例：広島県立広島国泰寺高等学校（WWL事業）

構想：広島から世界へ！ 平和に貢献するグローバル人材の育成

テーマ

平和－Peace－

人材
像

グローバルな視野と強い使命感をもち、持続可能な社会の構築や国際社会の平和と発展に貢献する人材

特徴

①新たな教科・科目の開発：新たな教科「H E I W A」・科目「グローバル平和探究」を開発。

✓問題の理解や解決に様々なアプローチができるテーマについて、理解を深め、実際の探究を通して多面的に探究する手法や多様な表現方法を学ぶ。
「外国語」「地理、政治・経済」「情報、数学（統計）、理科（生物）」の融合科目

②海外研修等：3ステップの海外研修を実施。 ✓フィリピンやアメリカにて現地の姉妹校の高校生や海外大学で探究活動を実施。

「ステップ1：意識・価値観の揺さぶり」「ステップ2：海外大学で学ぶ」「ステップ3：自らの課題を探究、学びを深め、社会に貢献」

③先取り履修：広島大学、県立広島大学の科目を履修する講座（「先取り履修」）を設置。

④高度な学び：「Stanford e-Hiroshima」の開講。

✓スタンフォード大学遠隔講座「Stanford e-Japan」のテーマを広島県版として

⑤国際会議等：「平和」をテーマとした高校生国際会議の開催。 改訂し、クロスカルチャーカリキュラムとして提供。

→広島県「国際平和拠点ひろしま構想」とともに、先導する人材を育成するための様々な関係機関とのコンソーシアム構築を目指す。

探究活動の様子



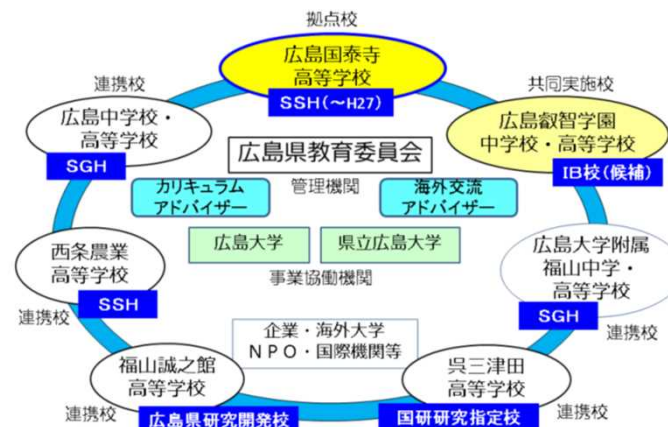
④の様子：スタンフォード大学遠隔講義

①の様子：探究活動の様子

高度な学びを実現する

「アドバンスネットワーク（ALネットワーク）」関係図と類型

✓ネットワークの構築・運営を、教育委員会が主導。 →教育委員会主導型



教育再生実行会議 第十二次提言（案）概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

ニューノーマルにおける教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
 - デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用
- 【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方（令和の学校施設スタンダード）の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証（「出口における質保証」）

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
- さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
 - 高校段階からの海外留学推進、「デジタル留学JAPAN」の後継事業の実施
- #### ②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得
- ※技術流出防止等に十分に配慮
- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
 - 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

(2) 子どもの育ちを社会全体で支えるための取組

① 子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組

- 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

② 新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用の検討

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要